

太田市下水道事業等の会計事務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第32号

太田市下水道事業等の会計事務の特例に関する規則の一部を改正する規則

太田市下水道事業等の会計事務の特例に関する規則（平成17年太田市規則第231号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「当該収納の日の翌日までに」を「速やかに」に改め、同条第4項中「当該振り替えられた日のうちに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。